

付属資料

資料 1

調査票

最低賃金の引上げと企業行動に関する調査

アンケート調査へのご協力のお願い

この調査は、近年の最低賃金の引上げによる企業への影響を把握するため、厚生労働省からの研究要請に基づき、同省所管の調査研究機関である独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施するものです。

ご記入いただいた内容は統計的に処理され、貴社名が特定されることはございません。

ありのままをご記入ください。

調査結果は、今後の最低賃金のあり方を検討する際に活用される予定です※。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

※なお、昨年度の調査結果は、下記の通り活用されています（2～8 ページ）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001115318.pdf>

<調査票のご記入にあたって>

- － 特に断りのない場合、2024年1月現在の状況をご記入ください。
- － この調査には、貴社全体を対象とする設問と、貴社の本社が立地する都道府県にあるすべての事業所を対象とする設問があります。
- － 各設問について、それぞれあてはまる選択肢の番号に○印をつけてください。なお、文中で個別に回答方法が記されている場合は、それに沿ってご回答ください。
- － 特定の暦年における状況についての設問は、貴社の事業年度を当てはめてご回答ください。
- － ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、2024年1月29日（月）までに郵便ポストへご投函ください。
- － この調査票の配布・回収等の実査事務は、調査機関である（株）日本統計センターに委託しています。ご不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。FAX や電子メールでも受け付けております。

[お問合せ窓口]

株式会社日本統計センター 担当： 松永、原田

TEL：＜専用フリーダイヤル無料＞ 0120-980-110

（お問合せ時間：土日祝日を除く 9：30～12：00、13：30～17：00）

FAX：03-3866-4944 E-mail：chosa@ntc-ltd.com



[調査主体]

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 調査部 統計解析担当： 多和田、渡邊

まず、貴社の属性等についておうかがいします。

問1 貴社の主たる業種について、お答えください。(1つに○)

なお、「製造業」については、枝番号も選んでください。(1つに○)

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 1. 建設業 | 8. 不動産業，物品賃貸業 |
| 2. 製造業 | 9. 宿泊業 |
| 2-1. 電気機械器具製造業 | 10. 飲食サービス業 |
| 2-2. 輸送用機械器具製造業 | 11. 生活関連サービス業 ^{注1} |
| 2-3. 上記以外の製造業 | 12. 娯楽業 |
| 3. 情報通信業 | 13. 教育，学習支援業 |
| 4. 運輸業 | 14. 医療，福祉 |
| 5. 卸売業 | 15. 上記以外のサービス業 |
| 6. 小売業 | 16. その他 |
| 7. 金融業，保険業 | (具体的に) |

注1 生活関連サービス業：洗濯、理容、美容、浴場業、旅行業、結婚式事業、葬儀業など。

問2 貴社（本社）の所在する県(都、道、府)を、お書きください。

() 県(都、道、府)

問3 貴社の企業全体の従業員数^{注2}について、お答えください。(1つに○)

注2 家族従業者は、有給の場合は従業員に含め、無給の場合は含めないでください。

また、労働者派遣事業所から派遣された者、請負などの外部人材は含めないでください。

1	0 人	6	30～49 人
2	1～4 人	7	50～99 人
3	5～9 人	8	100～299 人
4	10～19 人	9	300 人以上
5	20～29 人		

次に、賃上げの状況等についてお答えをお願いします。

※他県（都、道、府）に立地する事業所を含めた、企業全体の状況についてお答えください。

問4 全従業員に占める、非正社員の割合についてお答えください。（1つに○）

この調査では、正社員と非正社員を、下記のとおり定義しています。以下の設問でも同様です。

正社員	貴社が雇用している労働者で、雇用期間の定めのない者から、非正社員や他企業に向向中の者などを除いた者をいう。
非正社員	貴社が雇用している労働者で、雇用期間の定めがある者または「パート」「アルバイト」「契約社員」「嘱託社員」などの名称で呼ぶ者をいう。

1	非正社員は、いない（正社員のみ）	(2～7を選択した企業) 「パート」「アルバイト」 と呼ばれる者の有無 1. いる 2. いない	2～6を選択した企業 問5は正社員、非正社員 どちらもお答えください
2	非正社員は、10%未満		
3	非正社員は、10%以上～20%未満		
4	非正社員は、20%以上～40%未満		
5	非正社員は、40%以上～60%未満		
6	非正社員は、60%以上～100%未満		
7	全員が、非正社員（非正社員のみ）		

問5は正社員欄のみお答えください

7を選択した企業、問5は非正社員欄のみお答えください

問5 貴社では、直近1年間に、定期昇給やベースアップなど、従業員の賃金の引上げを行いましたか。（それぞれ1つに○）

※貴社に、2022年も2023年も在職している者についての、2022年の所定内賃金総額に対する、2023年の所定内賃金総額の変化率とします。

		正社員	非正社員
引き上げた	4%以上	1	1
	3%以上～4%未満	2	2
	3%未満	3	3
変わらない		4	4
引き下げた		5	5
分からない		6	6

次に、地域別最低賃金の引上げに対処するための取組状況等についておうかがいします。

問6 貴社が立地する県(都、道、府)の、最低賃金(地域別最低賃金^{注3})の額をご存知ですか。

(1つに○) 知っている と回答した場合は、貴社の本社が立地する県(都、道、府)の地域別最低賃金の金額についてもお書きください。

注3 都道府県ごとに定められていて、すべての労働者に適用されている賃金の最低額のことです。

1. 最低賃金額を知っている ⇒ (円)
2. 知らない

※以下、問 7～14 では、貴社の本社が立地する県(都、道、府)にあるすべての貴社事業所と、その貴社事業所に勤務する従業員についてお答えください。

問7 貴社が立地する県(都、道、府)内の、貴社事業所の従業員(非正社員を含む)のうち、時給^{注4}に換算した賃金^{注5}がその県(都、道、府)の地域別最低賃金の1.1倍以内^{注5}の従業員の割合は、どの程度ですか。(1つに○)

1	該当する従業員はいない	5	40%以上～60%未満
2	10%未満	6	60%以上～100%未満
3	10%以上～20%未満	7	全員が該当する
4	20%以上～40%未満		

注4 時給に換算する際、下記は除いてください。

- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金など
- ・賞与など
- ・時間外割増賃金、休日出勤手当など

注5 各都道府県の金額については依頼状の裏面【参考資料】を参照して下さい。

問7で2～7を選択した企業は
次のページの付問もお答えください。
(1を選択した企業は問8へお進みください。)

付問 問7で2～7を選択した企業におうかがいします。地域別最低賃金の1.1倍以内の水準で従業員を雇用している理由を教えてください。（該当するものすべてに○）

1	地域別最低賃金の水準に合わせているから
2	従業員を確保できるから、応募があるから
3	この水準以上支払えないから
4	作業内容が簡単、責任が軽度であるから
5	今後、賃金を上げる余地を残したいから
6	学生や高齢者、主婦、障害者、家族従業者等だから
7	時給を高くすると、働ける時間が減ってしまうから（扶養の範囲内等）
8	従業員が賃上げを希望していないから
9	近隣、同業の企業や同職種の相場と比べて同水準以上だから
10	分からない、考えたことがない、特に理由はない
11	その他（具体的に

問4で1～6を選択した（「正社員」がいる）企業におうかがいします。

問8 貴社が立地する県（都、道、府）内の、貴社事業所で現在働いている正社員の、最も低い賃金は時給に換算してどの程度ですか。金額をお書きください。

円

問9 貴社が立地する県（都、道、府）内の貴社事業所で、現在、働いている正社員の賃金は、何を考慮して決めていますか。（該当するものすべてに○）

1	地域別最低賃金	6	成果
2	産業別最低賃金 ^{注6}	7	経験年数
3	同じ地域の賃金相場	8	年齢
4	同じ職種の賃金相場	9	自社の業績
5	職務（役割）	10	その他（具体的に

注6 正式名称は「特定最低賃金」。それぞれの都道府県で最低賃金審議会が地域別最低賃金よりも高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業に設定されています。地域別最低賃金と異なり、その産業で働く労働者にのみ適用されます。

問4で「パート」または「アルバイト」と呼ばれる従業員がいるとお答えになった企業におうかがいします。

問10 貴社が立地する県（都、道、府）内の、貴社事業所で現在働いているパート・アルバイトの、最も低い賃金は時給に換算してどの程度ですか。金額をお書きください。

円

問11 貴社が立地する県(都、道、府)内の貴社事業所で、現在、働いているパート・アルバイトの賃金は、何を考慮して決めていますか。（該当するものすべてに○）

1	地域別最低賃金	6	成果
2	産業別最低賃金 ^{注6}	7	経験年数
3	同じ地域のパート・アルバイトの賃金相場	8	年齢
4	同じ職種の正社員の賃金	9	自社の業績
5	職務（役割）	10	その他（具体的に ）

注6 正式名称は「特定最低賃金」。それぞれの都道府県で最低賃金審議会が地域別最低賃金よりも高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業に設定されています。地域別最低賃金と異なり、その産業で働く労働者にのみ適用されます。

全ての企業におうかがいします。

問12 貴社では、最低賃金の引上げに対処するために、2023年に、経営や雇用・賃金面で何らかの取組がありましたか。（1つに○）

1. 取り組んだことがあった



問13、14をお答えください。

2. 取り組んだことはなかった



問15へお進みください。

問 13 貴社が、最低賃金の引上げに対処するために、2023 年に実施した取組についてお答えください。(該当するものすべてに○)

経営面	製品・サービスの価格・料金の引上げ	1
	製品・サービスの機能・質の向上や新製品・新サービスの開発	2
	人員配置や作業方法の改善による業務効率化	3
	教育訓練の 充実	4
	抑制	5
	労働力節約のための設備の導入・拡大	6
	設備投資の抑制	7
	人件費以外の諸経費等コストの削減	8
	都道府県の最低賃金の格差を考慮した事業所の移転や展開	9
雇用賃金面	賃金の引上げ 正社員	10
	非正社員	11
	給与体系の見直し	12
	従業員の新規採用の抑制	13
	・ 従業員の採用の重点を非正社員から正社員に切り替え	14
	パート・アルバイト等非正社員への切り替え	15
	請負・派遣労働者等外部人材の活用	16
	労働時間の短縮	17
	年収を抑えるために労働時間を減らす従業員に対応した採用の増加	18
	福利厚生費用の削減	19
	その他上記以外の対応	20

問 14 取組の結果、労働者の 1 時間当たりの生産や売上（付加価値や利益でも結構です）は、どのように変化しましたか。(1つに○)

1	はっきりと伸びた
2	はっきりしないが、伸びたと思う
3	変わらない
4	はっきりしないが、低下したと思う
5	低下した
6	分からない

最後に、貴社の経営状況についておうかがいします。

※他県（都、道、府）に立地する事業所を含めた、企業全体の状況についてお答えください。

問 15 貴社の従業員数を、おおむね 1 年前と比べたときの増減について、お答えください。（1つに○）

1	20%以上増えた	5	10%未満減った
2	10%以上 20%未満増えた	6	10%以上 20%未満減った
3	10%未満増えた	7	20%以上減った
4	変わらない	8	分からない

問 16 貴社の従業員の過不足感について教えてください。（それぞれ1つに○）

※問 4 の回答状況に応じて、それぞれお答えください。

従業員全体	1. 不足	2. 適正	3. 過剰	4. 分からない
正社員	1. 不足	2. 適正	3. 過剰	4. 分からない
非正社員	1. 不足	2. 適正	3. 過剰	4. 分からない
パート・アルバイト	1. 不足	2. 適正	3. 過剰	4. 分からない

問 17 貴社の経営状況について、①と②をそれぞれお答えください。

①貴社の直近の事業年度の一人当たり人件費を、2021 年度と比べた時の変化について（1つに○）

1	15%以上増加した	5	変わらない
2	10%以上 15%未満増加した	6	減少した
3	5%以上 10%未満増加した	7	分からない
4	5%未満増加した		

②貴社の経営状況等の、おおむね 1 年前からの変化について（それぞれ1つに○）

経常利益	1. 増加	2. 横ばい	3. 減少	4. 分からない
生産・売上額	1. 増加	2. 横ばい	3. 減少	4. 分からない
労働生産性 ^{注7}	1. 向上	2. 変化なし	3. 低下	4. 分からない
従業員のやる気・意欲	1. 向上	2. 変化なし	3. 低下	4. 分からない

注7 労働者 1 人 1 時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したかとします。付加価値額は、経常利益と人件費と特定の費用（金融費用、租税公課、賃借料、減価償却費）の合計とお考えください。

問 18 原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、貴社では製品やサービスの販売価格等に、
上昇コスト全額を価格転嫁できていますか。(1つに○)

1	全額、できている	5	上昇等による影響は受けていない
2	ある程度、できている	6	何とも言えない・分からない
3	ほとんど、できていない		
4	全く、できていない		

↓
問 19 にお進み
ください。

↓
付問もお答え
ください。

付問 上昇コストを、(価格転嫁以外に) 何で吸収していますか。(該当するものすべてに○)

※各選択肢には、費用の抑制も含めます。

1	原材料・仕入調達ルートの見直し等
2	生産工程・作業方法の改善
3	流通・販売費や宣伝費
4	人件費（給与、役員報酬、福利厚生費、退職金など含む）
5	研究・開発費
6	事業の見直し
7	設備の維持・更新費
8	消耗品や、水道光熱費等の日常管理費
9	利益剰余金の活用（利益率の圧縮）
10	その他（具体的に ）

問 19 企業や官庁等との取引と、個人（消費者や顧客）との取引において、上昇コスト分を販売価格に価格転嫁できた割合について教えてください。（それぞれ 1 つ に○）

※対企業等の取引、対個人の取引のみの価格転嫁に限り、その他に関しては含めないでください。

個人事業主等との取引は、対企業等の取引に含めて、お答えください。

	対企業等の取引	対個人の取引
8 割以上	1	1
6 割以上～8 割未満	2	2
4 割以上～6 割未満	3	3
2 割以上～4 割未満	4	4
2 割未満（価格減額を含む）	5	5
上昇等による影響は受けていない	6	6
何とも言えない・分からない	7	7
該当する取引を行っていない	8	8

問 19 でそれぞれの取引で 1～5 を選択した企業は
その取引の付問もお答えください
(両方の取引とも 6～8 を選択した企業は問 20 へお進みください。)

付問 価格転嫁できない、または難しい理由について教えてください。

(該当するものすべてに○)

	対企業等の取引	対個人の取引
値上げにより、販売量や受注の減少の恐れがあるから	1	1
競合他社が値上げしないから、価格競争のため	2	2
価格転嫁についての理解が得られづらいから	3	3
節約志向、低価格志向が根強いから	4	4
取引企業からの冷遇を恐れて、値上げを行いにくいから	5	
取引企業へ交渉しても、申出を受け入れてもらえないから	6	
取引企業との契約等によって価格を変えられないから	7	
法規制や、制度によって価格を変えられないから	8	5
自社の経営方針や、経営戦略のため	9	6
需要が減少しているため	10	7
その他（具体的に）	11	8
該当する取引については、おおむね価格転嫁できている	12	9

問 20 売上や利益の向上のために現在実施している取組と、そのうち成果が出ている取組
また、今後実施したい、強化したい取組についてお答えください。
(該当するものすべてに○)

	現在 実施	成果が出 ている	今後 実施・ 強化
設備投資を伴う業務の見直し	1	1	1
設備投資を伴わない業務の見直し	2	2	2
新規事業への進出	3	3	3
デジタル技術（IoT、ICT 等）の活用 DX の推進、データの有効活用	4	4	4
コストの削減、効率化	5	5	5
製品やサービスの高付加価値化	6	6	6
仕入れの見直し、物流の効率化	7	7	7
営業体制の強化、新しい販路の開拓（グローバル化含む）	8	8	8
新規店舗の出店や既存店舗の改装	9	9	9
新規顧客の獲得、既存顧客の維持、顧客満足度の向上	10	10	10
人材育成の強化、研修、スキルアップ、適材適所な人員配置	11	11	11
働きやすい職場作り （社員のコミュニケーションの円滑化、働き方改革等）	12	12	12
女性や高齢者等の多様な働き手活躍の促進	13	13	13
専門家への相談や、外部人材の活用	14	14	14
その他	15	15	15
特にない	16		16
成果が出ている取組はない、分からない		16	

- 問 21 特に成果が出た、売上や利益の向上のための取組について具体的に教えてください。
また、売上や利益の向上のための取組における課題がございましたら、そちらについても教えてください。

(自由記述)

- 問 22 地域別最低賃金の改定や、賃金の引上げに対応していくために、貴社が期待する政策的支援についてお答えください。(該当するものすべてに○)

1	企業の生産性（収益力）を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充
2	企業の生産性（収益力）を向上させた事例の紹介
3	労働者の人材開発に対する支援の拡充
4	製品価格、サービス料金の引上げ（価格転嫁）に対する支援（取引適正化）
5	価格転嫁について消費者の理解を得るための環境整備
6	IT 技術の導入や活用法などに詳しい専門家の派遣や相談サービス
7	賃金を引き上げた場合の融資の拡充
8	賃金を引き上げた場合の税制優遇（所得拡大税制等）の拡大
9	賃金の引上げに関する相談窓口の設置、支援情報の提供
10	その他（具体的に ）
11	期待する政策的支援はない

質問は以上です。ご回答ありがとうございました。

【参考資料】地域別最低賃金（2024 年 1 月現在）の 1.1 倍及びその月額換算額の目安

都道府県	① 最低賃金時間額の 1.1 倍(円)	② ①の短時間月額 換算(万円、 月 80 時間労働 =①×80)	③ ①のフルタイム 月額換算(万円、 月 160 時間労働 =①×160)
北海道	1,056	8.4	16.9
青森	988	7.9	15.8
岩手	982	7.9	15.7
宮城	1,015	8.1	16.2
秋田	987	7.9	15.8
山形	990	7.9	15.8
福島	990	7.9	15.8
茨城	1,048	8.4	16.8
栃木	1,049	8.4	16.8
群馬	1,029	8.2	16.5
埼玉	1,131	9.0	18.1
千葉	1,129	9.0	18.1
東京都	1,224	9.8	19.6
神奈川県	1,223	9.8	19.6
新潟	1,024	8.2	16.4
富山	1,043	8.3	16.7
石川	1,026	8.2	16.4
福井	1,024	8.2	16.4
山梨	1,032	8.3	16.5
長野	1,043	8.3	16.7
岐阜	1,045	8.4	16.7
静岡県	1,082	8.7	17.3
愛知県	1,130	9.0	18.1
三重	1,070	8.6	17.1
滋賀	1,064	8.5	17.0
京都	1,109	8.9	17.7
大阪	1,170	9.4	18.7
兵庫県	1,101	8.8	17.6
奈良	1,030	8.2	16.5
和歌山	1,022	8.2	16.4
鳥取	990	7.9	15.8
島根	994	8.0	15.9
岡山	1,025	8.2	16.4
広島	1,067	8.5	17.1
山口	1,021	8.2	16.3
徳島	986	7.9	15.8
香川	1,010	8.1	16.2
愛媛	987	7.9	15.8
高知	987	7.9	15.8
福岡	1,035	8.3	16.6
佐賀	990	7.9	15.8
長崎	988	7.9	15.8
熊本	988	7.9	15.8
大分	989	7.9	15.8
宮崎	987	7.9	15.8
鹿児島	987	7.9	15.8
沖縄	986	7.9	15.8